第８回徳島県いじめ問題調査委員会議事録

１　日　時　　令和３年１月２２日（金）　午後２時から午後３時４５分まで
２　会　場　　県庁１１階　１１０４会議室
３　出席者　　委　員（敬称略・五十音順）　　県

岡崎　啓子		田中　稔	監察局長
上地　大三郎		酒巻　英紀	監察局次長
住谷　さつき		高畑　聖	教育委員会事務局人権教育課いじめ問題等対策室長
中岡　泰子			
山下　一夫			ほか

【次第】

１　開　会
２　議　事
　（１）会長の選出について
　（２）会長職務代理者の指名について
　（３）令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びいじめ防止・解決に向けた取組について
　（４）重大事態が発生した場合の当委員会の調査について
３　閉　会

【議事概要】

１　議事（１）について

全委員出席の下，その互選により，山下委員が会長に選出された。

２　議事（２）について

山下会長により，上地委員が会長職務代理者に指名された。

３　議事（３）について

（いじめ問題等対策室長）
資料１の説明

（委員）
認知件数について，毎年，増加傾向にある。早期発見が進んだとして肯定的に評価され

る向きもあるとは思うが，グラフを見ると２７年ぐらいからどんどん増えている。法律もでき，いろいろ対策も進んでいるというのに，どこまで増えるのか。当初はそれも良いことかと思っていたが，本当にこのまま増え続けても良いのか。やはり何か問題があるのではないかといった分析や意見はないか。

いじめ防止子ども委員会の具体的な取組例を幾つか紹介してもらいたい。

スクールロイヤーは，予防教育のほか，法律相談もしていると聞くが，これは子どもの立場，保護者の立場，教師の立場，どういったスタンスで行っているのか。

（いじめ問題等対策室長）

認知件数の増加は，文部科学省も説明しているとおり，早期対応のスタートラインということで肯定的に捉えている。また，いじめの定義が浸透してきた結果でもあると考えている。

本県においても，校長会，生徒指導担当教員の研修会等で，早期の積極的認知がスタートであると指導している。平成３１年４月の文部科学省からの行政説明でも，市町村教育委員会関係者が主な対象であったが，積極的認知の必要性が説かれた。

このように，今の定義にのっとった認知が進んでいると，本県でも良い意味で捉えてはいる。ただ，一番心配しているのは，あくまで「認知件数」であって「発生件数」ではないこと。「認知漏れ」がないかというところには気を付けて，これからも見ていきたい。

いじめ防止子ども委員会は，いじめは子どもたちの中で起こるものなので，子どもたちが主体的な活動でなくそうとするのが一番良いだろうということで始まった。例えば，「スマホの使い方７か条」，「いじめゼロ宣言」等，子どもたちの話合いの中で作ってきた。自分たちには何ができるかということを話し合ってもらい，具体的に子どもたちから出てきたことを実践している。人としての土台作りという意味で，自己肯定感を高めるためにどうすべきかということに学校を挙げて取り組んでいるところもある。実態に応じていろいろな形があると聞いている。

スクールロイヤーには「子どもの最善の利益」を第一に考えて関わってもらっている。それと「学校の代理人にはならない」ということ。例えば，今年度依頼のあった相談としては，学校においていじめ問題に係る取組が法令にのっとりできているか検証してほしいというものが数件あった。

（委員）

本県の高等学校と特別支援学校については，令和元年度，むしろ認知件数が減っているが，これをどのように分析しているか。

いじめの態様は，特に高等学校はＳＮＳを利用したものが多くなっている。昨年度からか，試験的にＬＩＮＥを使った相談を始めたということで，どれぐらいの相談件数，登録件数が今年はあったのか。３２４日間と長期にわたり，マンパワーも予算もかなり投入されていると思うが。

（いじめ問題等対策室長）

高等学校，特別支援学校は減っているが，小・中学校に比べて昨年度以前も件数自体が

少ない。単年度ではなく継続的に見るべきで，ここで判断するのは難しいと思っている。認知漏れはないかという視点を持って対応したい。

ＳＮＳについては，県の抽出調査によれば，高校生の携帯電話の所持率が９８．８パーセント，うちスマートフォンは９８．１パーセントと，ほぼ１００パーセントといえる。所持に伴っていろいろルール化をするが，保護者に聞くと，中学生まではルールを作って守らせるものの，高校生にもなると難しいところがあるという。大人にもなっていく時期でもあり，保護者もどうすれば良いのか分かりづらくなってきていると思う。

県としては，携帯電話安全教室であるとか，子どもにも保護者にも積極的に啓発活動をしていく必要があると考えている。

ＬＩＮＥ相談については，１月１７日現在で登録者数が５６５人となっている。コロナの影響で子どもたちも不安なところがあるのではと，今年は実施期間を３２４日間に拡大した。昨年度は７２日間で１４４人であった。登録者数は約４倍となっているが，これは割と早い時点からこの人数に近づいた。しかし，相談件数は４８２件で，登録者数の伸びと比べれば，直接相談した子どもの数は少なかった。

県としては，セーフティネットではないが，登録しておけば何かのときにはここに相談できるという捉え方をしてくれているものと考えている。

（委員）

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーについて，派遣人数，校数は増えているか。また，スクールカウンセラーを通じていじめ相談がされ，認知されるケースは増えているか。

（いじめ問題等対策室長）

スクールカウンセラーの人数は５７名であり，昨年度に比べ増えている。スクールソーシャルワーカーは，人数というよりも，市町村教育委員会に配置，派遣をしており，昨年度は２０市町に，今年度は２４市町村にこれらができる体制を整えて相談支援に取り組んでいる。

スクールカウンセラーへの相談については，不登校や発達障がいに関する相談が多い。スクールカウンセラーへの相談を通じていじめ問題の早期対応，早期解決につながった事例もある。

（委員）

スクールプロフェッサーの派遣は，具体的にどのような児童生徒の問題行動が適応となるのか。

（いじめ問題等対策室長）

今年度及び昨年度は，「スクールプロフェッサー」の中でも社会福祉士又は精神保健福祉士を派遣した実績がある。福祉の専門家として，児童生徒の生活支援についてもアドバイスすることがあった。

問題行動とは限らないが，不登校であるとか，発達に課題があるとか，学習に実が入ら

ない状況が続いているとかといった相談を受けたときに，その背景に福祉面でのサポートが必要であるところから関わってもらった事例がある。

（委員）
認知件数の増加は，どこかで「このままで良いのか」という問題意識を持ちながら，今後も見守らなければならない。初めの頃は都道府県ごとでも認知件数にバラツキがあり，しかしそれがそろってきた。まだ増えていくようなら，また考えを新たにという委員の御指摘，なるほどなと思った。
インターネットについて，今，怖いなと思うのが「ＧＩＧＡスクール構想」で，来年度早々，小学校から一人１台端末を持つ。そうなると，小さい頃から関わる子どもたちが一層増えていくから，その倫理問題にも本腰を入れる必要がある。
スクールロイヤーには大いに期待している。ただ，「正義の人」，初めから「俺が正義だ」となってしまわないかという懸念もある。昔，スクールカウンセラーを導入した頃にあった事例で，子どもの立場，保護者の立場，そこまでは良いとしても，「この学校は駄目だ」というようなことを公言して，逆に子どもの利益にならないような結果になったこともあった。
スクールカウンセラーに必要なことが３つあり，１つには「カウンセリングができること」，２つには「ある程度の見立て，見通しが説明できること」，最後には「チーム学校の一員として動くことができること」。「正義」も大事であるが，それに偏って「チーム学校」を忘れることがないように。また，守秘義務についても，昔はかたくなに守ろうとしていたが，内容によっては「チーム学校」で話し合えるところもある。事前に子どもや保護者と相談をして，どこまで先生に伝えるか話し合うこともカウンセリングの一環である。
スクールロイヤーの場合は，このことも参考にして，学校の中でどういった立ち位置で子どものためになっていくのかを今後考えてもらって，また教えてもらいたい。これから積み重ねていくことがあると思う。

４　議事（４）について

山下会長から，これまでに取り扱った他県事例，他県が定める再調査の指針等への言及があることから，議事（４）は非公開としたい旨の提案があり，他の委員に異議はなく，非公開と決定された。

５　事務連絡

本日の議事録について，委員各位に確認いただいた後，非公開とした議事（４）を除いて県ホームページで公開することとした。

以　上